

軽自動車税の減免について

平成30年度軽自動車税の減免申請について、下記のとおり受付を行います。身体あるいは精神に障がいのある方が健全な社会生活を営むことができるよう、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税が減免されます。減免を申請される方は、必要書類を添えて提出期限までに届出をしてください。

なお、平成28年度～平成29年度に減免の申請をされた方は、別途通知を送付しましたので、その内容に従ってください。

提出期限

平成30年5月31日（木）

1. 必要書類

【障がい者本人が運転する場合】

- ①軽自動車税減免申請書（税務課もしくはホームページにあります）②納税義務者の個人番号が分かる証明書（マイナンバーカード等）
 ③運転免許証 ④自動車検査証（車検があるもの） ⑤納税通知書（5月上旬発送） ⑥申請者（納税義務者）の印鑑
 ⑦障がいを証明するもの（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）〔別表参照〕

【生計同一者が運転する場合】

- ①～⑦、⑧通院・通学・生業等の証明書（病院・学校・事業所等が証明するもの）

※生計同一者…障がい者の方と日常生活を共にしている親族（配偶者、血族6親等以内、姻族3親等以内）

【常時介護する者が運転する場合】

- ①～⑦、⑨福祉事務所の交付する「軽自動車税等に係る常時介護証明書」

※常時介護する者…障がい者等のみで構成される世帯において、通院・通学等のために障がい者所有の軽自動車を継続して日常的に運転する者

2. 減免の対象となる軽自動車の要件

- (1) 自動車検査証に自家用と記載されているもの（営業用は不可）
- (2) 所有者の名義が障がい者本人であること（以下の①②を除きます）
- ①所有者の名義が生計同一者でよい場合 ※障がい者が18歳未満（4月1日）の場合
 ※障がい者が療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で自ら運転をしない場合
- ②使用者の名義を所有者とみなす場合 ※割賦販売等で自動車販売会社等が所有権を留保している場合
- (3) 障がい者本人が運転者であること（以下の①②を除きます）
- ①生計同一者が運転者でよい場合 ※障がい者の半年（申請の日以降6ヶ月）以上を見込む通院・通学（通所）・生業等のために週1回以上使用していること
- ②常時介護者が運転者でよい場合 ※障がい者の1年以上を見込む通院・通学（通所）・生業等のために週3回以上使用していること
- (4) 自動車税（県税）を含め、障がい者1人につき1台のみ
 ※自動車税・自動車取得税についても同様な減免措置があります。詳しくは高鍋県税事務所（23-0213）におたずね下さい。

ただし、自動車税の減免と軽自動車税の減免を重複して受けることはできません。

3. その他の減免制度（※詳しくはお問い合わせください。）

- ・公益のため直接専用するものと認める軽自動車等
- ・その構造がもっぱら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等

《次ページへ続く》

[別表]減免の対象となる障がい者

◎身体障害者手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	生計同一者運転又は 常時介護者運転
視覚障害	1級～3級及び4級の1	
聴覚障害	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級（咽頭摘出による 音声機能障害がある場 合に限る）	
上肢不自由（上肢機能障害）	1級、2級の1及び2級の2 （両上肢に障がいがあり、身体障害者手帳の旅客鉄道 株式会社運賃減額欄に第1種と記載のある者に限る）	
下肢不自由（下肢機能障害）	1級～6級	1級、2級及び3級の1
体幹不自由（体幹機能障害）	1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前 の非進行性脳 病変による運 動機能障害	上肢機能	1級及び2級（両上肢に障がいがある者に限る）
	移動機能	1級～6級 （3級のうち一下肢のみの 運動機能障害を除く）
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう 又は直腸・小腸の機能障害	1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 機能障害・肝臓機能障害	1級～3級	
併合障害	1級～4級	1級～3級

◎精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	生計同一者運転又は 常時介護者運転
精神障害	障害の等級 1級	

上記に関して、不明な点がございましたら、問合せ先へご連絡ください。

◎戦傷病者手帳の交付を受けている人

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度	
	本人運転	生計同一者運転又は 常時介護者運転
視覚障害	特別項症～第4項症	
聴覚障害	特別項症～第4項症	
平衡機能障害	特別項症～第4項症	
音声機能障害	特別項症～第2項 症（咽頭摘出による音 声機能障害がある場合 に限る。）	
上肢不自由（上肢機能障害）	特別項症～第3項症	
下肢不自由（下肢機能障害）	特別項症～第6項症 及び第1款症～第3 款症	特別項症～第3項症
体幹不自由（体幹機能障害）	特別項症～第6項症 及び第1款症～第3 款症	特別項症～第4項症 款症
心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう又は直腸・小腸の 機能障害	特別項症～第3項症	

◎療育手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の程度	
	本人運転	生計同一者運転又は 常時介護者運転
知的障害	総合判定A	総合判定 A （ただし、特別支援学校へ の通学に使用する者につ いては、B1及びB2を含 む）

（文書取扱・問合せ：税務課 市民税係 32-1009）

身体障害者手帳等をお持ちの方へ 自動車税の減免のお知らせ

自動車税は、毎年、4月1日現在の登録名義人に課税され、平成30年度の納期限は5月31日（木）となっています。

障がい者の方のために使用する自動車については、一定の要件に該当する場合、5月31日までに申請すれば、自動車税が減免されます。

以下において身体障がい者等減免申請の受付を行っていますので、詳しくはお問い合わせください。

場所 : 宮崎県高鍋県税・総務事務所
期日 : 4月2日（月）～5月31日（木）の平日
時間 : 午前8時30分～午後5時15分

場所 : 宮崎県西都総合庁舎 県税窓口
期日 : 5月11日（金）・18日（金）・25日（金）
時間 : 午前9時10分～12時、午後1時～4時

※身体障がい者等減免は、5月31日（木）までに申請しないと受け付けられませんのでご注意ください。

【問合せ先】

宮崎県高鍋県税・総務事務所 23-0213
宮崎県西都市総合庁舎県税窓口 43-2121

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

平成30年度 重度障害者タクシー 料金助成事業のお知らせ

《タクシー利用券を4月2日から交付します》

- 【対象者】市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方
1. 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級または2級に該当する方
 2. 療育手帳の交付を受け、障がいの程度がAに該当する方
 3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する方

※障がいを理由に自動車税の減免（軽自動車税の減免を除く）を受けている方、また施設に入所中の方は該当しません

- 【助成額等】タクシー利用券24枚（4月申請決定のとき）
※1枚につき小型タクシー基本料金の額
※申請月により交付枚数が変わります。

- 【申込先】手帳と印鑑をご持参のうえ、福祉事務所 障害福祉係にてお申し込みください。

※ご不明な点は、障害福祉係までお問い合わせください。

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 障害福祉係 43-1206）

特別障害者・障害児福祉手当を ご存知ですか

【特別障害者手当】

特別障害者手当とは、重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に支給されます。

支給対象者は、概ね重度の障がいを2つ以上有する方です。ただし、次の場合は対象になりません。

- ① 施設に入所している場合
- ② 病院または診療所等に継続して3ヶ月を超えて入院している場合

【障害児福祉手当】

障害児福祉手当とは、重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給されます。

支給対象者は、概ね身体障害者手帳1、2級程度または知的障がい者で知能指数20以下程度（精神障がいと同程度と認められるものも含む）の方です。ただし、次の場合は対象になりません。

- ① 障がいを事由とする年金の給付を受けることができる場合
- ② 施設に入所している場合
- ③ 所得制限限度額を超えている場合

※ 詳しくは以下までお問い合わせください。

(文書取扱・問合せ：福祉事務所 障害福祉係 43-1206)

特別児童扶養手当を ご存知ですか

特別児童扶養手当とは、障がい児（20歳未満で重度または中程度の障がいがある児童）を監護する父もしくは母、又は父母にかわりその障がい児を養育している方に支給されます。

◆重度の障がいとは

- ①身体障がいの場合…身体障害者手帳1、2級程度
- ②知的障がいの場合…概ね知能指数（I.Q）35以下の程度
（療育手帳「A」程度）
- ③その他の障がいの場合…上記の障がいと同程度と認められるもの

◆中程度の障がいとは

- ①身体障がいの場合…身体障害者手帳3、4級程度
- ②知的障がいの場合…概ね知能指数（I.Q）35～50程度
（療育手帳「B-1」程度）
- ③その他の障がいの場合…上記の障がいと同程度と認められるもの

※詳しくは以下までお問い合わせください。

(文書取扱・問合せ：福祉事務所 障害福祉係 43-1206)

西都市国民健康保険「簡易人間ドック」助成事業のお知らせ

国民健康保険では、25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる方を対象に「簡易人間ドック」助成事業を実施します。病気にかからず健やかに生活するためにぜひ受診してください。

1. 対象者

西都市国民健康保険に加入されている方のうち、本年度中に満25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳に到達する方が対象となります。

◆この期間内に生まれた方が対象者です◆

- 25歳（平成5年4月2日から平成6年4月1日まで）
- 30歳（昭和63年4月2日から平成元年4月1日まで）
- 35歳（昭和58年4月2日から昭和59年4月1日まで）
- 40歳（昭和53年4月2日から昭和54年4月1日まで）
- 45歳（昭和48年4月2日から昭和49年4月1日まで）
- 50歳（昭和43年4月2日から昭和44年4月1日まで）
- 55歳（昭和38年4月2日から昭和39年4月1日まで）
- 60歳（昭和33年4月2日から昭和34年4月1日まで）
- 65歳（昭和28年4月2日から昭和29年4月1日まで）
- 70歳（昭和23年4月2日から昭和24年4月1日まで）

2. 検査内容

基本検査項目	身体検査、血圧、検尿便、血液学的検査 生化学的検査、胸部X線、エコー(腹部)、心電図 上部消化管検査(胃X線透視または胃内視鏡検査)
下部消化管検査	全大腸内視鏡検査
頭部検査	頭部MRI・MRA

3. 自己負担金

受診される項目により自己負担額が異なります。
自己負担していただく金額は、通知ハガキにてご確認ください。

4. 受診医療機関

市が指定した市内医療機関で受診していただきます。
詳しくは申込時にご説明いたします。

5. 申込定員 合計360名程度（定員になり次第締め切ります）

※ただし、次の方は人間ドックの申込みや受診ができない場合がありますのでご注意ください。

- ①受診日までに西都市国民健康保険の資格を喪失された方は、助成の対象外となります。
- ②平成30年4月以降に特定健診を受診された方は受けられません。
- ③保険税に未納のある世帯の方は、納税状況により受けられない場合があります。
- ④現在かかりつけ医療機関があり通院等をされている方は、主治医とご相談のうえ、お申込みください。

★人間ドックは「さいとくポイント」の対象となります。検査の結果を健康管理課の窓口を持ってきていただくと、300ポイント付けることができます。詳しくは申込時にご説明いたします。

※申込受付は6月頃を予定しています(現時点では申込みは受け付けていません)。

※対象となる方には、申込受付の開始前に通知ハガキを郵送いたします。

※40歳以上の方は、同年度内で助成を受けられるのは特定健診または人間ドックのどちらか一方のみとなります。今年度人間ドック受診希望の方は、特定健診を受診されないようご注意ください（受診券は人間ドック申込時に必要ですので、保管しておいてください）。

（文書取扱：健康管理課 国保係 43-0378）

胃がん集団検診(40歳以上)のご案内 ～なんともない そんな時こそ検診へ～

胃がんは日本人が2番目に多くかかるがんです。検診で見つかる胃がんの約70%が早期の胃がんであり、早期発見・早期治療ができれば『治るがん』と言われていています。症状がなくても年に1回の検診を受けることが大切です。

【対象者】西都市住民で40歳以上の方（年度内に40歳になる方も含む）

【料 金】1,200円

※西都市国民健康保険の方：500円（保険証を持参）

※JA西都女性部に加入している本人・家族：700円（助成券を持参）

※以下に該当する方は、**無料**です。

①満70歳以上の方（保険証を提示）

②65歳以上の方で後期高齢者医療の障害認定を受けている方（保険証を提示）

③市民税非課税世帯の方（市役所税務課発行の世帯の課税証明を提示）

④生活保護世帯の方（生活保護受給証明書を提示）

※検診当日に**保険証等の提示がない場合は、自己負担金が免除されませんのでご注意ください。**

【集団検診】胃部X線検査（バリウム法）※申込みは随時受け付けています。

日 程	受付時間	検診場所	申込み期限
5月14日（月）	8：00～8：15	JA東米良支所	5月 7日（月）
	9：30～9：45	児湯広域森林組合 ゆず事業所	
5月24日（木）	7：40～9：00	保健センター	5月17日（木）
6月13日（水）	7：40～9：00	保健センター	6月 6日（水）
7月12日（木）	7：40～9：00	保健センター	7月 5日（木）
9月 3日（月）	7：40～9：00	保健センター	8月27日（月）

※申込者には事前に検診受診票を郵送いたします。

【持ってくる物】保険証、自己負担金、がん検診受診券はがき、検診受診票

【申 込 み 先】健康管理課 健康推進係（43-1146）

【禁忌事項】

以下の方は、集団検診は受診できません。医療機関にご相談ください。

- ①妊娠中または妊娠の可能性のある方
 - ②医療機関にて定期的に胃の病気で治療中であつたり、経過を観ている方
 - ③過去にバリウムまたはその他の造影剤によるアレルギー症状があつた方
 - ④消化管の病気（穿孔、閉塞、腸捻転、出血）の既往のある方
 - ⑤食道・胃・十二指腸大腸の治療中または経過観察中の方
 - ⑥1年以内に消化管疾患や呼吸器疾患、心疾患の手術をされた方
 - ⑦1年以内に心筋梗塞や脳梗塞等を発症したことのある方
 - ⑧シャントを使用されている方
 - ⑨腎疾患（透析）や心疾患（心不全）のため、水分制限のある方
 - ⑩普段からむせやすい、過去にバリウムでむせたことのある方
 - ⑪検査当日前より3日間以上排便のない方
 - ⑫人工肛門を装着されている方
 - ⑬自分でバリウムが飲めない方、台に上がることができない方
 - ⑭自力での立位保持困難な方
 - ⑮胃の全摘手術を受けられた方
 - ⑯体重120kg超過の方
- ※④⑤について、1年以上経過している方は、かかりつけ医師にご相談のうえ申込みください。

※市のがん検診は、自覚症状のない方を対象としています。自覚症状のある方は市のがん検診を受診することはできませんので、保険診療による医療機関での受診をお願いいたします。

その他、以下の方は、医療機関での検査をお勧めします。

脳血管障害・心疾患の病歴のある方、低血糖のリスクのある方

【受診する際の注意事項】

検査前日の夜9時から検診終了までは食事はしないでください。

当日の朝は、水・お茶も飲まず、たばこも吸わずに来てください。

お薬を飲まれている方は当日の服薬について主治医にご確認ください。

※検査は体調の良い時に受けるようにしましょう。当日の体調や問診により検診を受けられない場合があります。ご了承ください。

※年に1回、集団検診か個別検診のいずれかで受診してください。

（文書取扱：健康管理課 健康推進係）

肺がん集団検診（ヘリカルCT検査）のご案内

肺がんは、がんの中でも転移しやすく、進行も早いといわれており、治りにくいがんのひとつです。しかし、早期の段階で見つけることができれば治すことができます。西都市では、ヘリカルCT検査による肺がん集団検診を実施します。

【対象】西都市住民で40歳以上の方（年度内に40歳となる方も含む）

【禁忌事項】※以下に該当する方は、集団検診を受診できません。

- ①妊娠中または妊娠の可能性のある方
- ②ペースメーカーを装着している方
- ③医療機関にて定期的に肺の病気で治療中・経過観察中の方
- ④かかりつけ医師の指示により検査を受けることができない方

【注意事項】

- ・西都市国民健康保険の簡易人間ドックを受ける方および肺がん検診（胸部X線検査）を受ける方は、肺がん（ヘリカルCT検査）を受診できません。
- ・65歳以上の方は、結核検診または肺がん検診（ヘリカルCT検査）のどちらか1つをお受けください。肺がん検診（ヘリカルCT検査）を受けると結核検診を受けることができません。肺がん検診（ヘリカルCT検査）を受けられた方には、結核検診のご案内は送付いたしませんのでご注意ください。

【料金】3,000円

※西都市国民健康保険の方は1,500円。保険証を持参して下さい。

※以下に該当する方は、無料です。

- ①満70歳以上の方（保険証を提示）
- ②65歳以上の方で後期高齢者医療の障害認定を受けている方（保険証を提示）
- ③市民税非課税世帯の方（市役所税務課発行の世帯の課税証明を提示）
- ④生活保護世帯の方（生活保護受給証明書を提示）

※検診当日に保険証等の提示がない場合は、自己負担金が免除されませんのでご注意ください。

【内容】低線量ヘリカルCT検査（放射線被曝量を極力抑えたCT検査）
10秒間の息止めの間に、寝台に横になっている受診者の周りをX線装置が回転して撮影を行います。
撮影データをコンピュータで断面画像に再編成し、異常の有無を判断します。

【集団検診日程】（完全予約制）

検診日	曜日	受付時間	定員	検診場所	申込締切
6月4日	月	9:00～15:30	110名	西都市 保健センター	4月27日
6月14日	木	9:00～15:30	110名		5月10日
6月25日	月	9:00～15:30	110名		5月21日
6月28日	木	9:00～15:30	110名		5月24日
※10月14日	日	9:00～15:30	90名		8月15日
※11月17日	土	9:00～15:30	90名		8月15日
12月13日	木	9:00～15:30	110名		8月15日

※10月14日、11月17日の午前中は、西都市国保特定健診および後期高齢者健診を受診される方のみ対象となります。

【申込先】健康管理課 健康推進係 43-1146

定員になり次第締め切りとなりますので、早めのお申し込みをお願いいたします。

※申込者には、事前に問診票等を郵送いたします。

（文書取扱：健康管理課 健康推進係）

平成30年度 乳がん検診のご案内

日本人女性がかかるがんの中で第1位となっている乳がん。11人に1人が乳がんになる時代です。30歳を超えると増えはじめ、40歳代～50歳代で最も多く見られます。早期発見のために、ぜひ乳がん検診を受けましょう。

- 対象：西都市在住で、30歳以上の女性（年度年齢）
（ただし、市の補助は2年に1度になりますので、平成29年5月1日から平成30年2月28日までに受けられた方は対象外）
- 内容：問診・マンモグラフィ検査・超音波検査
- 料金：3,000円
 - ※西都市国民健康保険の方は1,500円（保険証を提示）
 - ※農協女性部に加入の本人・家族は補助あり（助成券が必要）
 - ※満70歳以上の方、65歳以上で後期高齢医療の障害認定を受けている方は無料（保険証を提示）
 - ※市民税非課税世帯・生活保護世帯の方は無料（証明書を提示）
 - ※今年度に41歳になられる方は無料（保険証を提示）

※集団検診（保健センターに検診バスが来ます）

5月30日(水)	9時～15時30分
5月31日(木)	
11月2日(金)	13時～18時30分
11月5日(月)	
12月8日(土)	9時～15時30分
1月27日(日)	
1月28日(月)	

- 申し込み先：健康管理課 健康推進係 43-1146

●実施医療機関

医療機関名	日時等
大塚病院	6月23日(土)、7月28日(土)、8月25日(土) 9月22日(土)、11月10日(土)、1月5日(土) ※7月28日、11月10日は午前のみ
鶴田病院	5月1日～平成31年2月28日までの 平日の午後2時～
ブレストピア 宮崎病院	5月1日～平成31年2月28日までの 平日の午後1時30分、2時、2時30分
All About Breast 乳腺外科クリニック	5月1日～平成31年2月28日までの 診療時間（土日、休日も実施） ※第2・4日曜、年末年始は休診
まつ婦人科 クリニック	5月1日～平成31年2月28日までの診療時間内 ※西都市の子宮がん検診も受けることができます。

（文書取扱：健康管理課 健康推進係）

平成30年度前期技能検定試験が実施されます

技能検定とは、働く人たちの技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度です。

宮崎県では、平成28年度までに延べ40,477名の技能士が誕生し、県内産業の発展に大きく貢献しています。

- 受検申請受付期間 4月4日(水)～4月17日(火)
①郵送する場合・・・最終受付日の消印有効 ②持参する場合・・・土日祝を除く8時30分～17時

●実施職種及び等級

1級・2級	園芸装飾、造園、機械加工、鉄工、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾
3級	園芸装飾、造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、とび、広告美術仕上げ、フラワー装飾
単一等級	路面標示施工

- 受検資格 等級・職種により要件が異なるので、以下の宮崎県職業能力開発協会へご確認ください。
- 試験の実施等 実技試験 及び 学科試験 (実施日は、6月5日(火)から9月9日(日)までの間で別途指定)
- 受検手数料
 - ・学科試験： 3,100円
 - ・実技試験： 17,900円
 - ※35歳未満の方は、ものづくり分野の2級又は3級の実技試験の受検手数料が最大9,000円減額されます。
また、学生はさらに減額される場合があります。詳しくは宮崎県職業能力開発協会へお問い合わせください。
- 合格発表 9月28日(金) ※3級は8月31日(金)
- 申込・問合せ先 〒889-2155 宮崎市学園木花台西2丁目4-3
宮崎県職業能力開発協会 技能検定課 0985-58-1570

(文書取扱：商工観光課)

中小企業大学校人吉校 研修のご案内

中小企業の持続的な成長にとって、人材育成は欠かせません。

全国9か所の中小企業大学校では、経営者や後継者などの方々を対象に多彩な研修メニューをご提供します。

中小企業大学校人吉校では平成30年4月～7月開講コースの受講生を募集しています。

コースNo.	研修テーマ及び実施日程	期間	受講料	定員
1	新任管理者研修 4月23日（月）～25日（水）	3日間	31,000円	35名
2	実践で学ぶ5Sと目で見える管理 [インターバル研修] 5月9日（水）～10日（木）・6月4日（月）～5日（火）	4日間 (2日間×2回)	38,000円	30名
3	管理者のための問題発見・解決法 5月15日（火）～18日（金）	4日間	35,000円	25名
4	基本から学ぶ決算書の読み方講座 5月21日（月）～23日（水）	3日間	31,000円	25名
5	営業の基本と商談交渉の進め方 5月23日（水）～25日（金）	3日間	31,000円	25名
6	管理者のための実践的仕事管理術 5月28日（月）～30日（水）	3日間	31,000円	30名
7	社員と組織を成長させる人事制度構築 [インターバル研修] 6月7日（木）～8日（金）・7月9日（月）～10日（火）	4日間 (2日間×2回)	35,000円	25名
101	経営管理者養成コース【第22期】 7月17日（火）～12月14日（金） [月4日×6か月]	24日間	293,000円	20名

【問合せ先】 独立行政法人中小企業基盤整備機構 九州本部 中小企業大学校人吉校 研修課
〒868-0021 熊本県人吉市鬼木町梢山 1769-1
TEL : 0966-23-6800 FAX : 0966-22-1456
電子メール : hito-kenshu@smrj.go.jp

(文書取扱 : 商工観光課)

国民年金保険料の 学生納付特例制度をご存知ですか

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\text{＜所得のめやす＞} 118 \text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{万円} \}$$

「学生納付特例」を申請される方は、次のものを市民課年金係にご持参ください。

- ・窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証など）
- ・在学証明書（原本）か学生証（コピー可ですが、裏面にも証明事項がある場合があるので、両面のコピーが必要です）
- ・印鑑
- ・申請者（学生）と別住所の代理の方が来られる場合は委任状

不明な点がありましたら市民課年金係にお尋ねください。

【問い合わせ先】市民課 年金係 43-1221

（文書取扱：市民課）

農業振興地域整備計画の見直しの受付

農業振興地域整備計画における農用地区域（青地）の個別見直しの平成30年度第1回受付は、5月31日（木）までとなっております。

＜農用地区域の個別見直しとは？＞

1. 青地からの除外・・・住宅の建設用地など
2. 青地への編入
3. 用途区分の変更（一定規模以上のもの）
※田や畑から畜舎等の農業用施設用地への変更など

除外、編入及び用途区分の変更を行うには要件が決められており、その要件をすべて満たさなければ計画の見直しを行うことはできません。

また、見直しが可能な場合でも、ある一定の期間が必要です。
具体的な計画のある方は、まずは早めに以下までご相談ください。

■相談・問合せ：農政課 農政企画係 43-0382

（文書取扱：農政課 農政企画係）

個人番号（マイナンバー）カードを 作成しませんか

個人番号(マイナンバー)カードは、それ一枚でマイナンバーを証明する書類としてや本人確認の際の身分証明書として利用することができます。

また、市民課や支所の窓口において印鑑登録証明書を交付申請の際、ご本人に限り、印鑑登録証の代わりに個人番号カードを提示することで印鑑登録証明書を取得することができるようになりました。

なお、西都市では住民票などの各種証明書がコンビニエンスストア等で取得できるコンビニ交付サービスが平成30年3月16日（金）から始まりました。コンビニ交付サービスで各種証明書を取得するには、利用者証明用電子証明書が格納された個人番号カードが必要です。

個人番号カードの出来上がりには、約1か月程度日数がかかります。早めの申請をおすすめします。市民課では個人番号カード作成について、相談や申請手続きのお手伝いをしています。希望される方はご予約の上お越しください。都合により実施できない日もありますので事前に市民課市民窓口係（43-3623）までお問い合わせください。

◎申請に必要なもの

- ・運転免許証、健康保険証などの本人確認書類
- ・印鑑
- ・個人番号交付申請書

※通知カードの下部が申請書です。申請書の内容に変更や誤りがある場合使用できません。市民課にて正しい申請書をお渡しいたします。詳しくはお尋ねください。

申請書をお持ちでない方は再交付いたします。

（文書取扱・問合せ：市民課 43-3623）

西都市働く婦人の家 主催 「はじめてのスマホ・タブレット」講座

*** さいとくポイント進呈対象事業です ***

スマートフォン・タブレットの初心者講座です。基本操作から学習していき、趣味や暮らしの中で活用できることを目指します。はじめての方も基本的な使い方をしっかり学べる講座です。

【開講日】5月8日（火） 毎週火曜日 19時～21時（全15回）

【場 所】西都市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）

【条 件】西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。

【費 用】友の会費200円・テキスト代1,000円（初回のみ）

【持参品】スマートフォンまたはタブレット、充電器、筆記用具

【定 員】8名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります）

【講 師】本部 重雄 氏

◆申込み◆

○窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。

○往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、「〒881-0012 西都市小野崎1-66 西都市働く婦人の家」までご応募ください。

※必要事項…①講座名「はじめてのスマホ・タブレット」とご記入ください。

②氏名（フリガナ）、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢

⑥区分（女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか）

⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。

※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。

○受付時間 月～金曜 9時30分～20時まで

土 曜 9時30分～16時まで（日曜・祝日は休館）

○受付期間 4月2日（月）～4月27日（金） ※最終日消印有効

○問合せ先 西都市働く婦人の家 TEL. 32-6300 FAX. 32-6333

（文書取扱：商工観光課）

西都市働く婦人の家 主催 「二胡」講座

*** さいとくポイント進呈対象事業です ***

中国の民族楽器である「二胡」を学びます。楽器の経験がなくても弓の使い方など覚えて少しずつ出せる音を増やしていきます。美しく情感豊かな音色を奏でながら音楽に親しみませんか？

- 【開講日】5月18日(金) 毎月第1・3金曜日 13時～15時(全12回)
 【場 所】西都市働く婦人の家(コミュニティプラザパオ2階)
 【条 件】西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。
 【費 用】友の会費200円・楽譜代(1曲につき)1,000円程度
 【持参品】二胡(お持ちでない方はご相談ください)・筆記用具
 【定 員】6名(応募者多数の場合は事務局による抽選となります)

◆申込み◆

- 窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。
 ○往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、「〒881-0012 西都市小野崎1-66 西都市働く婦人の家」までご応募ください。
 ※必要事項…①講座名「二胡」とご記入ください。
 ②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢
 ⑥区分(女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか)
 ⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。
 ※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。

- 受付時間 月～金曜 9時30分～20時まで
 土 曜 9時30分～16時まで(日曜・祝日は休館)
 ○受付期間 4月2日(月)～4月27日(金) ※最終日消印有効
 ○問合せ先 西都市働く婦人の家 TEL. 32-6300 FAX. 32-6333

(文書取扱：商工観光課)

西都市働く婦人の家 主催 「竹細工」講座

*** さいとくポイント進呈対象事業です ***

日本の伝統工芸である竹細工の基礎を学びながら作品を制作する講座です。今回は講師の準備した竹ひごを使って、基本の六つ目籠を編みます。手触りも優しく、編み目が美しいので、食器や雑貨、野菜などを入れたり、多様な楽しみ方ができます。皆さんも、伝統工芸品づくりにチャレンジしてみませんか？

- 【開講日】5月18日(金) 毎月第1・3金曜日 10時～12時(全8回)
 【場 所】西都市働く婦人の家(コミュニティプラザパオ2階)
 【条 件】西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。
 【費 用】友の会費200円・材料費実費負担
 【持参品】エプロン、筆記用具、作業用厚手ゴム手袋
 【定 員】8名(応募者多数の場合は事務局による抽選となります)

◆申込み◆

- 窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。
 ○往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、「〒881-0012 西都市小野崎1-66 西都市働く婦人の家」までご応募ください。
 ※必要事項…①講座名「竹細工」とご記入ください。
 ②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢
 ⑥区分(女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか)
 ⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。
 ※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。

- 受付時間 月～金曜 9時30分～20時まで
 土 曜 9時30分～16時まで(日曜・祝日は休館)
 ○受付期間 4月2日(月)～4月27日(金) ※最終日消印有効
 ○問合せ先 西都市働く婦人の家 TEL. 32-6300 FAX. 32-6333

(文書取扱：商工観光課)

西都市公民館 スマートフォン講座募集

西都市公民館では安心・安全に使っていただくためのスマートフォン講座を開催します。西都市在住または在勤の方であればどなたでも参加できます！

《内容》初心者向けアプリ体験型スマートフォン講座です。
スマートフォンをお持ちでない方でも参加できます。
《日程》4月17日（火） 《時間》15時～17時
《場所》西都市公民館 会議室 《対象》西都市在住または在勤の方
《募集》20名 《締切》4月13日（金）
※アプリの基本操作講座です。体験用の実機を使用します。

【申込方法】

社会教育課（43-3479）へ直接または電話でお申込みください。
受付時間は平日の8時30分から17時までです（祝日や土日は受付いたしません）。

（文書取扱：社会教育課 社会教育係）

「東京ヤクルトスワローズ西都春季キャンプ30周年特別企画」東京ヤクルトスワローズ公式戦応援ツアーを行います

東京ヤクルトスワローズの公式戦が鹿児島県で開催されますので、貸切バスによる応援ツアーを行います。ぜひご参加ください。

期 日：5月15日（火）
場 所：鹿児島県立鴨池野球場（鹿児島県鹿児島市）
試合開始：18時30分 VS 読売ジャイアンツ（開場は17時）
募集定員：40名（先着順）
参加費用：10,800円（チケット代込み）

■行程について

「西都市民会館」を集合場所として、「14時」に出発します。試合の進み具合もありますが、「24時」までに帰着できるよう野球場を出発します。

■チケットについて

1塁側内野指定席（鹿児島燕パワーユニフォーム付）を手配します。他のチケットへの変更は受け付けません。参加者でまとまって応援したいと思います。

■その他

雨天中止の場合は、中止発表時間に応じて別途対応を検討します。

《申込みについて》

電話にて、4月9日（月）午前9時より受付を開始します。
申込先は、宮崎交通（株）西都支店（43-0073）です。
定員（40名）になりしだい募集は締め切ります。
参加対象者は西都市民とします。
参加者には「応援時用の軽食」を準備します。

主催：西都市スポーツランド推進協議会
ヤクルトスワローズ等協力部会
運行：宮崎交通（株）西都支店

（文書取扱・問合せ：スポーツ振興課 43-3478）

市営住宅の入居者募集について

市営住宅補充入居者抽選会は以下のとおり実施します。

1. 抽選会開催月（奇数月）
5月・7月・9月・11月・1月・3月
2. 抽選会日時・会場
毎回20日前後、午前10時開始、
西都市コミュニティセンターにて
3. 入居申込
 - ・申込みは随時受付しております。申込用紙を記入の上、必要書類（住民票、所得証明書等）を添付してお申し込みください。
 - ・申込受付の翌月から抽選会に参加できます。
4. 抽選会開催の通知
 - ・入居希望住宅が空家になった場合に、抽選会参加者として抽選会の詳しい情報（空家状況、開催日時等）を通知します。

※平成30年3月16日現在の市営住宅の空き家数について

住宅名	空家数	住宅名	空家数	住宅名	空家数
三宅	10	南方	22	岩崎	1
稚児ヶ池	43	杉安	6	再開発	4
稚児ヶ池南	3	椿原	2		
酒元	10	札の元	1		
白馬	5	宮之下	3		
瀬口	6	鹿野田	10		
国分	1	山田	8	合計	135

詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

（文書取扱・問合せ：建築住宅課 住宅係 43-0379）

宮崎県防衛協会西都市支部会員募集

宮崎県防衛協会西都市支部は、宮崎県防衛協会（会長宮崎県知事）の支部として、昭和41年に設立され、自衛隊入隊（校）者壮行会などの行事を行っています。

新年度を迎えるにあたり、会の趣旨に賛同し、ご入会いただける方を募集しますので、入会希望、またはお問い合わせなどございましたら、事務局までご連絡ください。

【目的】

日本の平和と独立の確立に寄与するため自衛隊との親睦融和を図り隊員の激励後援に当たり、かつ防衛意義の普及高揚につとめ、もって自衛隊の健全なる育成発展に協力する。

【事業内容】

- (1) 防衛意識の普及に関すること
- (2) 自衛隊の各種行事に協力すること
- (3) 隊員の慰問激励
- (4) 退職隊員の就職援護
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

【組織等】

支部長：西都市長 事務局：西都市危機管理課

【会員数】

個人会員59人、団体（法人）会員2団体（平成29年度）

【年会費】

個人年額：1口1,000円、最低2口（2,000円以上）

団体会員：1口10,000円、最低1口（10,000円以上）

（文書取扱・問合せ：《事務局》 危機管理課 43-0380）

「パソコン・販売基礎科」の公共職業訓練生を募集します

- 訓練の目的・・・求職中の方が再就職する為に必要なパソコン関連の知識・技能を習得。さらに資格を取得することにより早期就職を図ることを目的としています。
- 対象者・・・公共職業安定所に求職手続きをされた方で、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦または支援指示を受けられた方
- 訓練内容・・・パソコンの基本操作、ワード、エクセル、インターネットの実技活用法、マーケティングの知識やビジネスマナー等を学び、幅広い事務・販売系の仕事に対応できる技術の習得。
- その他・・・雇用保険受給資格者等で公共職業安定所長の受講指示を受けられた方は、訓練期間中に訓練手当が支給されます。雇用保険受給資格がない方でも一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」の制度があります。詳細は最寄りの公共職業安定所へご相談ください。

訓練科名	パソコン・販売基礎科	定員	20名
訓練期間	6月8日(金)～9月7日(金)までの3か月		
訓練時間	9:00～16:00 毎週月曜～金曜(祝日・訓練休を除く)		
訓練場所	西都高等職業訓練校 西都市大字三宅2215番地 43-1087		
費用等	教材費11,534円、職業訓練生総合保険料(3か月3,000円任意加入・自己負担)		
受講料	無料(ただし、資格取得のための受験料・問題集代は自己負担となります)		
募集期限	5月10日(木)まで		
応募方法	入校希望者は、最寄りの公共職業安定所で相談いただき、入校願を提出してください。		
選考日	5月17日(木) ◎受付 9:30～9:50(遅刻及び欠席の場合は辞退とみなします) ◎適性検査・面接 10:00～12:30(人数によって異なります) ※携帯品・・・筆記用具(鉛筆3本)、上履き(スリッパ等)をご持参ください。		
選考会場	西都高等職業訓練校 3階大会議室 ※駐車場あります		

【取得可能な資格】

- ・コンピュータサービス技能評価試験
ワープロ技士・表計算技士(3級・2級)
- ・日本商工会議所主催 販売士検定(3級)
- ・実務技能検定協会主催 秘書検定(3級・2級)

【カリキュラム内容】

オリエンテーション、コンピュータ概論、Windows基礎、文書作成(基礎・応用)、表計算(基礎・応用)、インターネット・電子メール、ホームページ作成、プレゼンテーション、販売管理、ビジネスマナー、地域観光マーケティング、総合演習、就職支援

総訓練時間 358時間(62日間)

学科178時間、実技180時間

実施主体：宮崎県立産業技術専門校
42-6509、42-6510

- 問い合わせ先・・・ハローワーク高鍋 0983-23-0848
ハローワーク宮崎 0985-23-2245

(文書取扱：商工観光課)

「第33回国民文化祭・おおいた2018」 「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」 出演団体（者）の募集について

平成30年度に、大分県で「第33回国民文化祭・おおいた2018」および「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」が開催されるのに伴い、出演団体（者）を募集しております。つきましては、出演を希望もしくは検討される団体（者）におかれましては、以下までお問い合わせください。

【開催要項・出演団体（者）応募票等】

「第33回国民文化祭・おおいた2018」「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」ホームページでご確認及び電子データをダウンロードください。

【募集事業一覧】

- 『連句の祭典（別府市）』
- 『水の森全国俳句大会（日田市）』
- 『水の森短歌大会（日田市）』
- 『九重の自然を描く絵画展・写真展（九重町）』
- 『川柳の祭典（別府市）』
- 『ならねっ子まつり（由布市）』
- 『横光利一俳句大会（宇佐市）』

【申込・お問合せ】

「第33回国民文化祭・おおいた2018」「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」ホームページでご確認ください。

（文書取扱：社会教育課）

林業後継者育英資金の 利用者募集について

西都市では、林業後継者として将来林業へ就業予定の高校生に育英資金の貸与を行う「林業後継者育英資金制度」につきまして、平成30年度の利用希望者を募集しております。

西都市在住の扶養義務者に扶養されていて、平成30年度に県内の高校に在学している高校生の方が対象で、貸与額は自宅通学者で月額1万5千円、自宅外通学者の場合月額2万円または2万5千円の選択制です。借受期間の3倍の期間で返還となりますが、卒業後に林業に就業した場合には返還の免除が受けられます（就業期間などの条件がございます）。

ご利用を希望される方は、お早めに下記までお問い合わせください。

〈問合せ先〉農地林政課 林務係 32-1013

（文書取扱：農地林政課）

行政相談所のご案内

行政相談所では、国・県・市町村、独立行政法人、特殊法人（JR、日本郵便株式会社等）の仕事について、皆様から受けた苦情や意見・要望などを公正・中立な立場から、解決や実現を促進するお手伝いをしております。

相談は無料で、秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

○定例行政相談所

日時：4月12日（木）10時～12時まで

場所：西都市役所南庁舎1階

○問合せ 生活環境課 市民生活係 43-1589

（文書取扱：生活環境課）

法務局・人権擁護委員による 『人権・なやみごと相談所』を開設します

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間のもめごとなどひとりで悩まずご相談ください。

相談は無料で秘密厳守になっておりますので、気軽にお越しください。

- 日 時 4月17日(火)
午前10時から午後3時まで
- 場 所 市役所南庁舎1階
- 相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
人権相談ナビダイヤル	0570-003-110	全国统一ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付システム

- パソコンから(大人・子ども共通)
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

(文書取扱：市民協働推進課)

消費生活に関する巡回相談のご案内

西都・児湯、1市5町1村共同の「西都児湯消費生活相談センター」を高鍋町役場内に開設し、専門スタッフによる消費生活相談を行っております。

この事業の一環として、スタッフが各市町村を毎月1回出張訪問しての巡回相談を実施しております。

西都市では原則として毎月第3水曜日に巡回相談所を開設しておりますので、消費生活(悪質商法、架空請求、多重債務等消費生活)に関する相談等がありましたら、この機会にぜひご利用下さい。

〈巡回相談日程〉

- 日 時：4月18日(水)
5月16日(水)
10時～15時まで(12時～13時を除く)
(相談日が祝日の場合は第4水曜日)

- 場 所：生活環境課 相談室
- 申込先：生活環境課 市民生活係 43-1589
- ※予約が必要となりますので、必ず事前にお電話ください。

◇西都児湯消費生活相談センター◇

- 平日の問い合わせ先
〒884-8655
児湯郡高鍋町大字上江8437番地(高鍋町役場 町民生活課隣)
23-2110
- 開設時間
8時25分～17時10分まで
(12時～13時を除く)

(文書取扱：生活環境課)

司法書士による消費生活無料相談をご利用ください

西都市では司法書士による無料の消費生活相談を行っています。借金問題、訪問販売や架空請求による被害などでお困りの方は是非ご利用ください。

○日 時：4月3日（火）13：00～16：00

5月1日（火）13：00～16：00

※相談時間はお一人約30分です。

○場 所：西都市役所南庁舎1階

○申込先：生活環境課 市民生活係 43-1589

※予約の方が優先となりますので、必ず事前にお電話ください。

（文書取扱：生活環境課）

西都市地域子育て支援センターつばさ館 平成30年4月号

☆子育て支援センターは、主に家庭で子育てをしている保護者とお子さんが集まり、情報交換したり、お子さんと一緒にみんなで遊べる交流の場です！！（利用料は無料です）

新年度が始まりました。支援センターも新たな気持ちで、沢山のイベントを用意して保護者やお友達を迎えたいと思います。

最近の日中もとても暖かくなってきたので、毎日みんなで外遊びを楽しんでいます。園児との交流も出来、子供達も大満足です！

◆子育て支援センターつばさ館概要（駐車場は横にあります）

【住 所】 西都市白馬町3番地（認定こども園こどもの家 敷地内）

【連絡先】 TEL：43-1049 FAX：43-1079

【利用時間】 月曜～金曜9:00～15:00 土曜9:00～12:00（育児相談可）

【子育て相談】 電話・来園・訪問でのご相談をお受けします。（随時）

【一時保育】 料金・時間は1時間単位でのお預かりになります。

詳しいお問い合わせはお電話下さい。

（・1時間→350円 ・4時間→1200円です）

【育児情報誌】 毎月1回 活動内容の情報発信（つばさ館便り）

＜4月の行事予定＞

2日（月）	4月の製作	※～今月中 随時
4日（水）	給食試食会（予約制）	※1食 ￥350
6日（金）	リトミック	AM10：30頃～
10日（火）	英語であそぼう（予約制）	AM10：30頃～
11日（水）	にこにこ広場（パオ）	AM10：30頃～
12日（木）	誕生会（4月生まれ）	AM10：30頃～
18日（水）	アタッチメントベビーマッサージ ※予約制 （参加費：500円 オイル代込み）	AM10：30頃～
19日（木）	おでかけ支援（生きがい交流広場）	AM10：30頃～
20日（金）	給食試食会（予約制）	※1食 ￥350
23日（月）	こいのぼり製作	※今月中 随時
24日（火）	親子クッキング（予約制）	※参加費 ￥150
25日（水）	にこにこ広場（パオ）	AM10：30頃～
27日（金）	つばさ館カフェ（予約制）	AM10：30頃～参加費￥200

（文書取扱：福祉事務所）